名　称　雄島灯台
位　置
所在地　福井県坂井市（雄島）
北　緯　三六―一五―〇四
東　経　一三六―〇七―〇六
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで三九メートル
変更年月日　平成二十二年十一月五日

○海上保安庁告示第二号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　土佐黒潮牧場二十一号施設灯
位　置
所在地　足摺岬灯台（高知県土佐清水市）の南西方約六三キロメートル
北　緯　三二―二三―一二
東　経　一三二―二八―五一
灯　質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光　度　実効光度一五〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
点灯年月日　平成二十二年十一月六日
記　事　一　附属施設　レーダー反射器
二　高知県管理

○海上保安庁告示第三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　渡島住吉港東防波堤灯台
位　置
所在地　北海道函館市（住吉港東防波堤外端）
北　緯　四一―四五―一二
東　経　一四〇―四三―二〇
変更した事項
光　度　実効光度三五カンデラ
光達距離　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十一月八日

名　称　舞鶴港傘曽根灯浮標
位　置
所在地　京都府舞鶴港第一区（舞鶴港喜多防波堤灯台の北北東方約二一〇メートル）
北　緯　三五―二七―二九
東　経　一三五―一九―〇二
変更した事項
光　度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月八日

名　称　恵曇港北沖防波堤灯台
位　置
所在地　島根県恵曇港（北沖防波堤外端）
北　緯　三五―三一―三二
東　経　一三二―五七―五九
変更した事項
灯　質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光
光　度
光達距離　閃光実効光度三九〇カンデラ　不動光三九カンデラ
変更年月日　平成二十二年十一月八日

名　称　渡島大澗港北防波堤灯台
位　置
所在地　北海道函館市（大澗港北防波堤外端）
北　緯　四一―四四―三七
東　経　一四一―〇四―四二
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月九日

名　称　山背泊港南防波堤灯台
位　置
所在地　北海道函館市（山背泊港南防波堤外端）
北　緯　四一―四七―〇九
東　経　一四一―〇七―四九
変更した事項
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月九日

名　称　久之浜港沖防波堤南灯台
位　置
所在地　福島県いわき市（久之浜港沖防波堤南端）
北　緯　三七―〇八―四六
東　経　一四一―〇〇―三三
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十一月九日

○海上保安庁告示第四号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　由岐阿部内防波堤灯台
位　置
所在地　徳島県海部郡由岐町（由岐港阿部内防波堤灯台
北　緯　三三―四七―一八
東　経　一三四―三八―三二
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ　五・〇海里
光達距離　地上から構造物の頂部まで七・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十一月九日

名　称　由岐港志和岐北防波堤灯台
位　置
所在地　徳島県海部郡由岐町（由岐港志和岐北防波堤外端）
北　緯　三三―四六―四三
東　経　一三四―三六―三五
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十二年十一月八日

名　称　由岐港志和岐北防波堤灯台
位　置
所在地　徳島県海部郡美波町（由岐港志和岐北防波堤外端）
北　緯　三三―四六―四三
東　経　一三四―三六―三五
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十二年十一月九日

○海上保安庁告示第五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　徳島住吉港東防波堤灯台
位　置
所在地　徳島県海部郡美波町（由岐港阿部内防波堤外端）
北　緯　三三―四六―四三
東　経　一三四―三六―三五
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十二年十一月九日

名　称　徳島住吉港東防波堤灯台
位　置
所在地　徳島県海部郡美波町（由岐港志和岐北防波堤外端）
北　緯　三三―四六―四三
東　経　一三四―三六―三五
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十一月九日